

福岡県北九州市「皿倉山からの夜景

平成29年 (平成29年9月末現在) 福岡県医師信用組合の現況(半期情報開示)



事業方針

協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。

そして、なによりも第一に健全経営を心がけ、 組合員の皆様の信頼にお答えしてまいります。

地 区

福岡県内全域

店 舗

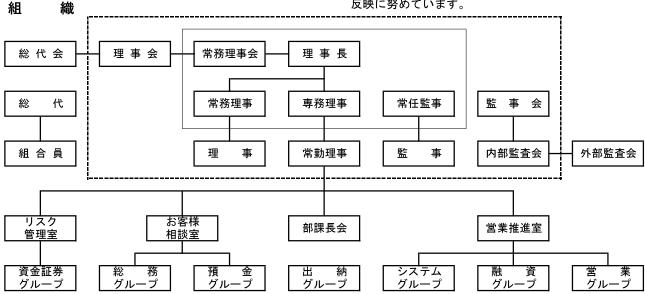
本 店

福岡市博多区博多駅南2丁目9-30 福岡県メディカルセンタービル3F

Tel 092 (431) 4964 Fax 092 (473) 9531

E-Mail <u>fukuisin@ruby.ocn.ne.jp</u> 支店・出張所等はございません。 役 (平成29年6月27日現在) 理 事 松 田 峻一良 (非常勤・代 表) 専 務 理 事 繑 本 典 文 (常 勤・代 表) 常務理事 堤 康 博 (非常勤・非代表) 常務理事 下河邉 智 久 (非常勤・非代表) 常務理 事 長 柄 均 (非常勤・非代表) 常務理 事 山 仁 (非常勤・非代表) 近 常務理 事 杉 (非常勤・非代表) 健 理 事 岩 弘 幸 (常 勤・非代表) 田 理 事 穴 井 孯 (非常勤・非代表) 能 理 事 幹 (非常勤・非代表) 余 崹 人 理 事 平 泰 (非常勤・非代表) \blacksquare 彦 理 事 喬 (非常勤・非代表) 松 尾 之 理 事 荒 木 久 昭 (非常勤・非代表) 理 事 松 冶 志 (非常勤・非代表) 浦 理 事 金 壽 駔 (非常勤・非代表) 子 事 理 宮 崹 樹 (非常勤・非代表) 正 常任監事 瀬 戸 (非常勤・非代表) 裕 司 監 事 篠 原 俊 (非常勤・非代表) 菊 池 監 事 正 統 (非常勤・非代表)

(注) 当組合は、職員出身以外の理事18名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な 反映に努めています。



事業内容 手数料

尹 木 M 谷		丁 双 作		
業務	事 業 内 容	項	目	組合員一般
	普通預金、貯蓄預金	振込(電信扱)	3万円未満	432 円 648 円
預 金 業 務	通知預金、納税準備預金	1版区(电石)次/	3万円以上	648 円 864 円
	定期預金、定期積金、譲渡性預金	振込(文書扱)	3万円未満	324 円 540 円
貸出業務	手形貸付、証書貸付	1水丛(人音1次)	3万円以上	540 円 756 円
商品有価証券	取り扱っておりません。		電信扱	648 円 864 円
売 買 業 務	1x 9 1x 5 C 83 9 x E 70 °	送金	普 通 扱	648 円 756 円
有 価 証 券	預金の支払準備および資金運用の		(送金小切手)	
有 価 証 券 投 資 業 務	ため国債、地方債、社債、その他		残 高 証 明 書	108 円 216 円
以其未初	の証券で運用いたしております。	証明書発行	融資証明書	108 円 216 円
内国為替業務	送金為替、当座振込および代金取		その他証明書	108 円 216 円
内国荷百未防	立等を取り扱っております。	その他	自己宛小切手	108 円 216 円
外国為替業務	取り扱っておりません。		通帳証書等再発行	108 円 216 円
社債受託およ	取り扱っておりません。	手数料は上記のと	- おりでございますが、	協力預金をして
び登録業務	なり放うでありよせん。	いただいておりま	す組合員のみなさまの	手数料は、経営
金融先物取引等	取り扱っておりません。		サービス)とさせてい	ただいておりま
の受託等業務	x 9 1次 J C 83 9 よ E 70。	す。		
	債務の保証業務			
付 帯 業 務	代理業務(全国信用協同組合連合			
	会、独立行政法人福祉医療機構)			

顧客保護等管理方針

1 お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の 商品・サービス (以下「商品等」といいます。) を利用し又は利用しようとされる方 (以下「お客様」といいます。) の 正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2. お客様への説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経 験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3. お客様からのご相談・苦情等について 当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、 もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

- 4 お客様の情報管理について
 - (1) 当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客様にお 示しした利用目的の範囲を超えた取扱や外部への提供を行いません。
 - (2) 当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の 防止のため、適切かつ十分な安全保護措置を講じます。
- 5. 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように 外部委託先を管理します。

なお、お客様からのご相談・苦情等につきましては、当信用組合の次のお問い合わせ窓口までお申し出下さい。

【お問い合わせ窓口】 福岡県医師信用組合 お客様相談室 電話 092-431-4964

- 受付時間 $9:00\sim17:00$ (ただし、当組合の休業日を除く) ※苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。詳しくは当信組 お客様相談室へご相談ください。
 - しんくみ相談所 電話 03-3567-2456

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該の信用組合に対し迅速な解決 を要請します。

- ※紛争解決を図る場合には東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京弁護士会等」という)のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センターに依頼することも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんく み相談所へお申し出下さい。また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。なお、東京弁護士会等で は、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方 法があります。
 - ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
 - ※例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることが できます。
 - ② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議シス テム等により、共同して解決にあたります。
 - 例えば、お客様は福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護 士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- (注) 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。 下記、弁護士会等のいずれかにご照会ください。
 - 東京弁護士会紛争解決センター 電話 03-3581-0031 (平日の09:30~15:00)
 - 第一東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3595-8588 (平日の09:30~16:00)
- 第二東京弁護士会仲裁センター 電話 03-3581-2249 (平日の09:30~17:00) 0
- 0 天神弁護士センター 電話 092-741-3208 (平日の10:00~19:00) (土日祝日の10:00~13:00)
- 電話 093-561-0360 (平日の09:30~15:30) 0 北九州法律相談センター
- 久留米センター 電話 0942-30-0144 (平日の10:00~16:00)

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月末日をもって、期限が到来いたしましたが、福岡県医師信用組合は今後も同法 の趣旨に基づく対応を継続してまいります。

- 〇金融円滑化法期限到来後の取組につきましては、全役職員への周知を徹底し、従前と変わらぬ対応に努めてまいります。
- 〇お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申し込みに対しましては、お客様のご事情を十分に勘案し、迅 速かつ真摯に対応いたします。
- ○貸付条件の変更等のお申し込みには、関係する他の金融機関と連携を図りながら、できる限り円滑な資金供給とお客様 の経営改善に向けた取り組みへの積極的な支援を実施いたします。
- 〇お客様が抱える問題や課題に対しましては、お客様の立場に立って最適な解決策のご提案ができるよう努めてまいりま

「経営者保証に関するガイドライン」への方針

福岡県医師信用組合では、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関 するガイドライン」を尊重し、遵守するための体制整備を実施いたしました。

当信用組合は、今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに即した保証債務の整 理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

○経営者保証に関するガイドラインの取り組み状況

平成28年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は87件(前年度21件)、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は27.27%(前年度7.04%)となっております。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議監事会 申合わせ)に基づき、反社会的勢力に対する基本方針を次のとおり定めます。

- 1. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対して、理事長以下組織全体として対応するとともに、対応する役職 員の安全確保に努めます。
- 2. 当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門 機関との緊密な連携を構築していきます。
- 3. 当組合は、公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関 係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶いたします。
- 4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合 には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
- 5. 当組合は、反社会的勢力との裏取引並びに反社会的勢力に対する資金提供は絶対に行いません。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程、(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとされる方(以下、「お客様」といいま す。) の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みま す。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様 の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以 下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利 益相反管理統括部署により適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引に ついては、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引
- 5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署を設置し、利益相反管理に係る当組合の情報を集約 するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。対象取引の管理方法として、以下に 掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門 において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。 (1)対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法

- (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に開示する方法
- 6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは当組合のみとなります。

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の次の問い合わせ窓口までご連絡ください。 お問い合わせ窓口 福岡県医師 日常 総務グループ 電話 092-431-4964

受付時間9:00~17:00 (ただし、当組合の休業日を除く)

個人データ安全管理に関わる基本方針

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等 (以下、法等という)を遵守します。 お客様の個人情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに機密保持に努めます。

取り扱う個人情報の漏洩・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措 置を講じ、適正に管理します。

役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努 めます。

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参ります。個人情報の取扱等に関するご質問・ご相談等につき ましては、以下の窓口にお申し出ください。

総務グループ Phone 092-431-4964 Fax 092-473-9531 e-mail fukuisin@ruby.ocn.ne.jp この基本方針につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

個人情報保護宣言

当信用組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合店頭窓口に備付することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用 し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で 認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合は、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 出資申込・預金口座のご新規申込等の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 福岡県医師会や各郡市区医師会等の、お客様の所属関連団体から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
- 3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱を外部に委託することがあります。その場合には適正な取扱を確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- 〇 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合
- 5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用する場合があります。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏洩・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

- 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求
- (1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いた します。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合 (法令等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

※なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合下記窓口までお申し出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

お客様相談室 Phone 092-431-4964 Fax 092-473-9531 e-mail fukuisin@ruby.ocn.ne.jp

個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 〇預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ○その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 (今後取扱が認められる業務を含む)

【利用目的(個人番号を含む場合を除く)】

- 〇各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 〇犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格 等の確認のため
- ○預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 〇融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ○適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 〇与信事業に際して保証契約を締結する保証会社に個人情報を提供する場合、または組合員資格の確認等のために所 属医師会に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者等に提供するため

- 〇他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切 に遂行するため
- 〇お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 〇市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- 〇ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため 〇提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ○各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 〇組合員資格の確認および管理のため
- 〇お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用すること
- 〇その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【個人番号の利用目的】

- (1) 顧客等(当組合の個人の顧客及び組合員をいう。以下同じ)に係る事務
- ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑥預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む)・社会保障における資力調 **香等に関する事務**
- ⑦預貯金口座付番に関する事務
 - (2) 役職員等(当組合の役職員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ)に係る事務
- ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ②健康保険 厚生年金保険届出事務
- ③雇用保険届出事務
- ④労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑤国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ⑥財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
- (3) 役職員等及び顧客等以外の個人に係る事務
- ①報酬・料金等の支払調書作成事務
- ②不動産の使用料等の支払調書作成事務

個人情報の共同利用先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の団体と個人情報を共同利用する場合があります。

【個人情報の共同利用先】

公益社団法人 福岡県医師会 公益社団法人 北九州市医師会 公益社団法人 北九州市門司区医師会 一般社団法人 北九州市戸畑区医師会 一般社団法人 北九州市小倉医師会 公益社団法人 北九州市八幡医師会 一般社団法人 北九州市若松区医師会 一般社団法人 遠賀中間医師会 一般社団法人 京都医師会 公益社団法人 豊前築上医師会 一般社団法人 福岡市医師会 一般社団法人 筑紫医師会 一般社団法人 糸島医師会 一般社団法人 直方鞍手医師会 一般社団法人 粕屋医師会 一般社団法人 宗像医師会 一般社団法人 田川医師会 一般社団法人 飯塚医師会 一般社団法人 大牟田医師会 一般社団法人 久留米医師会 一般社団法人 八女筑後医師会 一般社団法人 朝倉医師会 一般社団法人 小郡三井医師会 一般社団法人 大川三潴医師会 一般社団法人 柳川山門医師会 一般社団法人 浮羽医師会

福岡県医師国民健康保険組合

利用目的

組合員資格の確認および管理、融資利用資格の確認(医師会在籍の有無等)

融資利用・継続に必要な情報取得、その他各団体からの適切な業務の遂行に必要な範囲での問い合わせへの回答 提供情報の内容

氏名。住所。生年月日。申込金額。電話番号等

特別行政法人 福祉医療機構

利用目的 代理店業務管理

提供情報の内容 氏名・住所・生年月日・申込金額・現在残高・返済金額等の情報

全国しんくみ保証株式会社(*)

全国しんくみ保証が提供するローンの保証業務 利用目的

氏名・住所・生年月日・申込金額、その他しんくみ保証が必要とする情報 提供情報の内容

申込書と同時に作成する保証申込書により提供

* 平成29年9月30日現在、全国しんくみ保証が提供するローンの保証業務の利用はありません。そのために、提供 情報の内容について実行時に相違する場合も想定されます。その場合は速やかにその旨を表示いたしますのでご了承く ださい。

全国信用協同組合連合会

オフサイトモニタリング資料提出 利用目的 提供情報の内容 氏名・住所・利用金額等の情報

個人データ管理責任者

当組合 統括部長 岩田 弘幸

単体における事業年度の開示事項 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率 (単位:千円、%)

平成29年9月末 平成29年9月末 平成29年3月末 平成29年3	自己資本比率		-		1:千円、%)
大き不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よきない 大きない		平成29年	₹9月末	平成29年	₹3月末
大き不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よき不等人観 よきない 大きない	項 目		経過措置に		経過措置に
コア資本に係る基礎項目 (1) 音過世界以来、保険の外、保売出資に係る組合員勘定又は 3,708,695 3,680,319 55. 出資金及び資本契余金の額 49,675 50,022 3,633,750 55. 出資金及び資本契余金の額 3,659,020 3,633,750 55. 外部流出予定額 (△) 3,453 3,559,020 55. 外部流出予定額 (△) 3,453 55. 上資金投削引 9金 コア資本等人組 41,762 41,549 55. 連絡別引金の可強工協可 5. コア資本等人組 41,762 41,549 55. 連絡別引金の可強工協可 5. コア資本に係る基礎項目 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
番音出世又は非素精的永久優先出責に係る総合員動定又は			0.0131712		0.017171
会員設定の額					
芸典物の地の報 19		3 708 605		3 680 310	
3, 659, 020 3, 659, 020 3, 653, 750 3, 659, 020 5, 5, 4記以外に該当するものの額	会員勘定の額	5, 700, 095		3, 000, 319	
3, 659, 020 3, 659, 020 3, 653, 750 3, 659, 020 5, 5, 4記以外に該当するものの額	うち、出資金及び資本剰余金の額	49, 675		50, 022	
うち、外部流出予定額(A)					
うち、上記以外に該当するものの顧					
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				0, 400	
うち、一般愛側引当金コア資本等入額		41 700		41 540	
予ち、適格引当金コア資本算入額					
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目		41, /62		41, 549	
の額に含まれる額	うち、適格引当金コア資本算入額	_		_	
	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目				
上 古	の額に含まれる額	_		_	
上 古					
に含まれる額			/		
土地再評価額と再評価値前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額		_	/		/
セントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 3,766,646 3,738,057 コア資本に係る調整項目 (2) 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものを除く。)の額の合計額			\leftarrow		/
に含まれる額			/		/
コア資本に係る護礎項目の額 (イ) 3,766.646 3,788.057 3,738.	■ セントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 ■	16, 188	/	16, 188	
コア資本に係る調整項目 (2)	に含まれる額		✓		
コア資本に係る調整項目 (2)	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3, 766, 646		3, 738, 057	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係る 12,426 8,284 13,780 9,187 うち、の和人のに係るものの額		, ,			
		12 426	8 284	13 780	9 187
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに	ものを除く。)の額の合計額	12, 420	0, 204	10, 700	3, 107
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに	うち、のれんに係るものの額	_	_	_	_
係るもの以外の額	うちのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		12, 426	8, 284	13, 780	9, 187
適格引当金不足額					
 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		_	_	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		_		_	
本に算入される額 前払年金費用の額		_			_
前払年金費用の額	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除 ⟨。〉の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	本に算入される額	_	_	_	_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除 ⟨。〉の額 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	前払年金費用の額	_	_	_	_
く。)の額 - </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額		_	_	_	_
の額 一 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>					
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 -		_	_	_	_
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	1				
特定項目に係る十パーセント基準超過額 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —			_	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	信用協同組合連合会の対象普通出資等の額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	特定項目に係る十パーセント基準超過額	_		_	_
のに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_	—	_	_
定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に 一 一 一 一 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 一 一 一 一 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 一 一 一 一 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 一 一 一 一 うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に 一 一 一 一 財連するものの額 (口) 12,426 13,780 13,780 自己資本 12,426 13,780 13,780 13,780		_	_	_	_
関連するものの額 一 一 一 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 一 一 うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 一 一 うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 一 一 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 一 一 一 コア資本に係る調整項目の額 (口) 12,426 13,780 自己資本					
特定項目に係る十五パーセント基準超過額 — — — うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 — — うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 — — うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 — — コア資本に係る調整項目の額 (口) 12,426 13,780 自己資本		_		_	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	関連するものの額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	特定項目に係る十五パーセント基準超過額				_
のに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		_	_	_	_
定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に 関連するものの額 コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 12,426 13,780 13,780		<u> </u>	_	<u> </u>	_
関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 12,426 13,780 13,780 12資本				<u></u>	
自己資本					
自己資本	コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	12, 426		13, 780	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			_
日に貝本の領 ((1) - (ロ)) (ハ) 3, /54, 219 3, /24, 2/6		2 754 010		0 704 070	
	日口頁本の観 ((1)一(凵)) (ハ)	ა, /54, 219		<i>3, 124, 21</i> 6	

(単位: 千円、%)

			(単位	<u>[:十円、%)</u>
	平成29年	₹9月末	平成29年	3月末
項 目		経過措置に		経過措置に
		よる不算入額		よる不算入額
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	22, 053, 982		21, 607, 426	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入され る額の合計額	59, 675		60, 578	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。)	8, 284		9, 187	
うち、繰延税金資産			_	
うち、前払年金費用			_	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_		_	
┃┃ ┃ うち、上記以外に該当するものの額	51, 390		51, 390	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセント で除して得た額	657, 313	_	657, 313	_]
信用リスク・アセット調整額			_	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_		_	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	22, 711, 296		22, 264, 739	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)/(二))	16. 53%		16. 72%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。 改正後の告示が適用されたことから、新告示に基づく開示を行っております。 なお、当組合は国内基準を採用しております。

[※] 本ディスクロージャー誌の各表(項目)において縦・横の内訳の金額を加算したものが合計金額と一致していない場合があります。これは各表の表記単位未満を切り捨て処理したためです。諸比率等の%は、小数点以下第3位以下を切り捨てのうえ小数点以下第2位まで記載しています。

捐 益 状 況

(単位・千円)

天		\ + 2 ·
項目	平成29年9月末	平成29年3月末
経 常 利 益	39, 548	41, 148
業務純益	35, 021	41, 163
コア業務純益	32, 423	41, 995
税引前当期純利益	39, 548	41, 148
当期純利益	28, 722	28, 388

経営指標

(単位:%)

項目	平成29年9月末	平成29年3月末
資金運用利回	0.58 %	0.57 %
資金調達利回	0.01 %	0.01 %
経費率	0.48 %	0.52 %
資金調達原価率	0.50 %	0.53 %
総資金利難	0.07 %	0.03 %

袹 余 (残高)

預		金	(残高)	(単位:千円)
科			目		平成29年3月末
普	通	預	金	44, 347, 985	43, 380, 096
貯	蓄	預	金		_
通	知	預	金	_	_
別	段	預	金	101, 802	106, 660
納和	兇準	備預	金	185, 100	188, 454
定	期	預	金	15, 873, 436	15, 992, 879
定	期	積	金	1, 079, 825	1, 065, 059
合			計	61 588 150	60 733 148

融 (残高)

(単位:千円)

ı	科			Ħ	平成29年9月末	平成29年3月末
	手	形	貸	付	_	_
	証	書	貸	付	12, 000, 834	11, 939, 593
	合			計	12, 000, 834	11, 939, 593
						(単位・千円)

使			途	平成29年9月末	平成29年3月末
運	転	資	金	5, 286, 707	5, 072, 129
設	備	資	金	6, 714, 126	6, 867, 463
合			計	12, 000, 834	11, 939, 593

内国為替

/ 3	~ 11		D.L.		
(1	里你	, ·	1年.	白万円)	

送金	振込	平成29年9月末	平成29年3月末
仕 向	件数	6,303 件	12,835 件
]T [H]	金額	15, 831	31, 731
地什点	件数	447 件	1,075件
被仕向	金額	963	2, 071

代理貸付 (残高)

(単位:千円)

科	目	平成	2	9	年	9	月:	末	平	成	2	9	年	3	月	末
全国信用性 組合連合							-							_	-	
独立行政法 福祉医療							-							_	•	
(債務保語 見返額)		(-)			(_	-)	
合	計													_	-	

(時価) <u>有価証券</u>

(単位:	千円)
------	-----

科	4			目	平成29年9月末	平成29年3月末
[3	1			債		
	減	損後	漢	価	8, 759, 577	9, 161, 118
	時			価	9, 482, 370	9, 844, 330
	評	価	損	益	722, 792	683, 211
坩		方		債		
	減	損後	漢	価	1	_
	時			価		_
	評	価	損	益	1	_
短	Ī	期	社	債		
	減	損後	漢	価		
	時			価		
	評	価	損	益		
礼				債		
	減	損後	簿	価	1, 000, 000	900, 000
	時			価	1, 023, 948	924, 728
	評	価	損	益	23, 948	24, 728

/ 24 / 1

<u> </u>					(単位:千円)
9年3月末	科	目	平成2	9年9月末	平成29年3月末
	株	式			
161, 118	減損後簿	価		_	_
844, 330	時	価			_
683, 211	評価損	益		_	_
	外 国 証	券			
	減 損 後 簿	価		699, 626	499, 396
	時	価		703, 762	500, 983
	評価損	益		4, 135	1, 587
	その他の証	券			
	減損後簿	価		772, 513	725, 530
_	時	価		1, 030, 098	1, 061, 911
	評価損	益		257, 584	336, 380
	有価証券合	計			
900, 000	減損後簿	価		1, 231, 718	11, 286, 045
924, 728	時	価	1:	2, 240, 179	12, 331, 952
24, 728	評価損	益		1, 008, 460	1, 045, 907

(残草 有価証券

位.	:	干	Ε.	J,)
	・位	!位:	!位:干	!位:千円	位:千円)

			汉 同 /	(平位・111)
科		目		平成29年3月末
国		債	9, 482, 370	9, 844, 330
地	方	債		_
短	期 社	債		
社		債	1, 023, 948	924, 728
株		式		_
外	国証	券	697, 747	496, 894
その)他の	证券	1, 030, 098	1, 061, 911
合		計	12, 234, 164	12, 327, 863

金利リスク状況

(単位:百万円)

科目	平成	2	9 年	9月	末	平	成	2	9	年	3	月	末
A. 99%タイル値 金利ショックに対 する経済的価値の 減少額				389)						1	81	

1. 当期末の銀行勘定における金利リスクにつき、99%タイル値金利上昇ショックに対する経済的価値の減少額 は上記の通りです。

貸借対照表 (単位:千円) 産 平成29年9月末 平成28年9月末 負 債 及 び 純 資 産 平成29年9月末 平成28年9月末 金 81, 659 66, 425 預 積 金 61, 588, 150 59, 144, 209 預 金 41, 866, 705 40, 352, 204 座 金 け 預 買 形 普 金 44. 347. 985 通 預 41, 918, 893 貯 蓄 金 \neg 預 ル 買 定 現 勘 通 知 預 金 先 定 債券貸借取引支払保証金 期 預 15, 873, 436 15, 833, 060 金 買 定 期 1,079,825 1, 103, 783 入 金 銭 債 権 積 金 金 そ 預 286, 903 288, 472 銭 の 信 託 の 他 の 金 商 価 証 券 渡 性 金 有 12, 234, 164 12,632,804 借 有 証 券 用 金 価 玉 債 9, 482, 370 10, 107, 980 売 形 渡 債 地 コ ル ネ 期 債 定 短 社 売 現 先 勘 債 1,023,948 931, 218 債券貸借取引受入担保金 社 株 式 コマーシャル・ペーパ-そ の 他 の 証 券 1, 727, 846 1, 593, 606 外 玉 為 替 11,015,928 そ 12,000,834 出 金 の 他 負 債 38, 722 31, 469 貸 割 引 丰 形 決 借 未 済 丰 形 貸 付 用 11, 495 9,972 未 払 証 書 貸 付 12,000,834 11, 015, 928 金 375 443 給 付 補 填 4, 778 当 座 貸 越 未 払 法 税 等 7,929 替 収 益 15, 783 14, 929 外 玉 為 前 受 そ 産 103, 791 99, 660 他 の 債 3, 138 1, 345 മ 他 の 負 貸 引 金 未 決 済 為 与 当 信組連出資 金 与 全 48,000 48,000 役 引 金 用 費 付 当 前 払 退 職給 引 金 98, 145 90, 326 未 収 収 益 55, 593 51,213 役員退職慰労引当 金 24, 175 22,648 等 未 収還付法人税 特別法上の引当 金 そ 他 の 資 産 197 447 繰 延 税 金 223, 242 320.378 形 古 定 産 183, 670 178,047 再評価に係る繰延税金負債 14, 214 14, 214 建 物 16, 351 17, 406 債 保 証 地 157, 880 157,880 負 債 計 61, 986, 650 59, 623, 247 土 産 資 産) IJ ス 資 (純 仮 勘 定 資 49.675 49,619 建 設 出 金 9.438 2.760 49.675 49.619 その他の有形固定資産 通 出 資 金 古 28.629 4.871 定 資 産 優 先 出 箵 金 無 形 24, 460 優先出資申込証拠金 フ ァ ۲ т **ഗ** h 資 剰 れ 本 余 金 本 準 産 IJ ス 資 資 金 その他の無形固定資産 4,871 その他資本剰余金 4, 169 3, 659, 020 3, 628, 275 金 産 利 剰 延 税 益 余 金 70,000 70,000 再評価に係る繰延税金資産 益 利 進 金 3, 589, 020 3, 558, 275 債 務 保 証 見 返 その他利益剰余金 △ 41, 762 3,530,000 3,500,000 貸 倒 引 当 金 △ 38, 335 特別積立 金 (うち個別貸倒引当金) (うち退職給与積立金) 当期未処分剰余金 59,020 58, 275 白 己. 優 先 出 自己優先出資申込証拠金 組合員勘定合 計 3, 708, 695 3, 677, 894 その他の有価証券評価差額金 725, 169 973, 289 延へッジ損 土地再評価差額 余 37, 176 37, 176 評価·換算差額等合計 762, 345 1,010,465 4, 471, 040 純 計 4, 688, 360 資 産 計 66, 457, 691 64, 311, 607 合 66, 457, 691 64, 311, 607 合

損益計算書 (単位:千円)

_損益計算書				<u>(単位:千円)</u>
科目	平成29年	9月末	平成28年9	9月末
経 常 収 益		194, 529	•	186, 776
	186, 890	101, 020	179, 033	100, 770
貸 出 金 利 息	93, 319		87, 818	
預け金利息	28, 650		29, 947	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	63, 000		59, 347	
	1, 920		1, 920	
役 務 取 引 等 収 益	55		57	
│ 受入為替手数料	55		57	
その他の役務収益				
その他業務収益	3, 056		4, 055	
国债等债券売却益	2, 811		3, 607	
国債等債券償還益				
金融派生商品収益				
その他の業務収益	245		448	
その他の経常収益	4, 526		3, 630	
	4, 520		3, 000	
貸倒引当金戻入金				
賞 却 債 権 取 立 益	4, 526		3, 630	
│ 経 常 費 用		154, 981		155, 258
資金調達費用	4, 750	,	4, 819	<i>'</i>
預 金 利 息	4, 526		4, 565	
給付補填備金繰入額	223		254	
│ 役務取引等費用	1, 124		1, 106	
支 払 為 替 手 数 料	1, 061		1, 044	
その他の役務費用	63		62	
	03		02	
その他業務費用				
国债等债券売却損				
国債等債券償還損				
国債等債券償却				
			440 407	
経 費	148, 893		148, 107	
│ 人 件 費	79, 048		79, 354	
(報酬給料手当)	(63, 767)		(63, 585)	
(退職給付費用)			(5, 711)	
(その他)	(10, 885)		(10, 058)	
物 件 費	68, 947		67, 849	
(事務費)	(14, 099)		(18, 090)	
(固定資産費)	(26, 083)		(24, 892)	
(事業費)	(8, 166)		(7, 762)	
(人事厚生費)	(3, 835)		(3, 659)	
(預 金 保 険 料)	(10, 806)		(12, 014)	
(減 価 償 却 費)	(5, 956)		(1, 430)	
(雑損)			()	
税	897		902	
その他の経常費用	213		1, 225	
貸倒引当金繰入額	213		1, 225	
貸 出 金 償 却				
退職給付費用(臨時分)				
その他の経常費用		00 540		04 540
│ 経 常 利 益		39, 548		31, 518
│ 特 別 利 益		_		_
│ 特 別 損 失				_
税 引 前 当 期 純 利 益		39, 548		31, 518
法人税、住民税及び事業税		10, 766		7, 355
法 人 税 等 調 整 額		58		1, 248
当期 純利 益		28, 722		22, 914
│ 繰越金(当期首残高)		30, 297		35, 361
再評価差額金取崩額				- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		_		_
目的積立金取崩額		<u> </u>		<u> </u>
当期未処分剰余金		59, 020		58, 275
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

金融再生法開示債権

(単位:%、千円)

<u> </u>	账丹土	太用亦頂	.11生		<u>位:%、十円)</u>
区			分	平成29年9月末	平成29年3月末
に準	ҍずる債績		ιĠ		_
保		全	額		_
	担保	保証			_
	貸倒	引当	金	_	_
	12411	引当金引当	率)	_	_
Ш	保	全 率)		
危	険	債	権		_
保		<u>全</u>	額		
	担保	保証			
	貸倒	引当	金		
		引当金引当	率)		
Ш	<u>(保</u>	全 率)		
要	管	理債	権		
保		全	額		_
	担保	保証			_
	貸倒	引 当	金		_
		引当金引当	率)		_
Ш	(保	全 率)	_	
不	良		権	_	_
保		全	額		
	担保	保証		_	
	貸倒	引 当	金	-	
		引当金引当	半)	-	
LL.	<u>保</u>	<u>全率</u>)		- 11 000 500
<u>正</u> 債	常	債	権	12, 000, 834	11, 939, 593
140	権	合	計	12, 000, 834	11, 939, 593

- 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、 会社更正、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥って いる債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 3.「要管理債権」とは、3か月以上延滞債権(元金又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金です。)及び貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金です。)に該当する債権です。
- 4. 「不良債権」とは、上記1. 「破産更生債権及びこれらに 準ずる債権」、2. 「危険債権」及び 3. 「要管理債権」の 合計です。
- 5.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、上記.「不良債権」(上記1.「破産 更生債権及びこれらに準ずる債権」、2.「危険債権」及び 3.「要管理債権」)以外の債権です。
- 6. 「担保・保証等」は、金融再生法開示債権の不良債権に おける各区分の債権に対して自己査定に基づいて計算した 担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認めら れる額の合計です。
- 7.「貸倒引当金」は、金融再生法開示債権の不良債権における各区分の債権に対して引き当てた金額です。
- 8.「貸倒引当金引当率」は、「貸倒引当金」/ (「不良債権」-「担保・保証等」) でもとめます。
- 9. 「保全率」は、「保全額」/「不良債権」でもとめます。

当信用組合における仮決算時の、自己査定および償却・引当の方針

- 1. 前期決算日以降から仮決算時までの間に ①債務者の状況、②貸出金の返済状況、③担保評価額、④債権金額、⑤その他について、重要な変化があったため、引当額に与える影響が大きい場合には、重要な変化があったものとして債務者区分、分類区分、分類金額を修正する。
- 2. 前期決算日以降から仮決算時までの間に当局検査が行われ、前期自己査定の債務者区分、分類区分、分類金額に変更があった場合はその結果を反映する。
- 3. 仮決算時においては、前期決算時に確定した債務者区分等についていわゆるランクアップとなる見直しは行わない。
- 4. 引当額の計算において予想損失率を使用する場合は、前期決算時に各債務者区分で使用した数値をもって計算する。

地域密着型金融推進への取組み

地域密着型金融推進計画について

平成17年3月に、金融庁から「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」が公表されました。福岡県医師信用組合は、このプログラムに基づき「地域密着型金融推進計画」を平成17年8月に公表しました。この計画は、地域密着型金融の一層の推進を図るための計画です。当信用組合は、平成29年度も引き続き、この「地域密着型金融推進計画」を推進し、今後とも「お医者様の銀行」としてサービスに努め、金融面から地域医療発展のお手伝いをしてまいります。

地域密着型金融の取組みにかかる主要計数等の開示

1. 経営改善支援等の取組み実績

(単位:先数、%)

期初債務者数	Α				経営改善支	ランク	再生計画
	うち経営改	善支援取組み先	α	援取組み率	アップ率	策定率	
		αのうち期末に 債務者区分がラ ンクアップした 先数		計画を策定し			
		β	γ	δ	α/A	$\beta \angle \alpha$	δ/α
7	_	_			_	_	

2 創業 新事業支援融資実績

平成29年9月末 該当ありません

3. 中小企業に適した資金供給手法

①財務制限条項を活用した商品による融資実績 平成29年9月末 該当ありません

②動産・債権譲渡担保融資の実績

平成29年9月末

うち売掛債権担保融資 該当ありません うち動産担保融資 該当ありません ③ノン・リコースローンの実績

平成29年9月末 該当ありません

④財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する 融資商品による融資

平成29年9月末 該当ありません

地域密着型金融の取組み状況 (平成29年4月~平成29年9月)

1. ライフサイクルに応じた支援強化

当信用組合では、要注意先等のランクアップへの取組みとして、要注意先等のお取引先に対して、訪問による経営改善指導をおこなっています。また、創業・事業再生支援として、メインバンクに協力して、支援いたします。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

当信用組合では、担保・保証に過度に依存しない融資等への取組みとして、ローンレビュー機能強化による情報収集をし、データの蓄積に努めています。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

情報提供活動として、ディスクロージャー誌を全組合員にお届けしております。また、医師会の各種勉強会等に講師を派遣したり、下記の事業に協力・協賛しております。

福岡県医師会報等の発行 福岡県医師会新入会員説明会の開催 財団法人オイスカの国際協力活動

福岡県郡市医師会報等の発行福岡県医師会文化祭の開催

福岡県郡市医師会事務長会議の開催 医学会等の開催

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

1. 福岡県医師信用組合の取組み方針

福岡県医師信用組合は、福岡県医師会会員の相互扶助の精神に基づき、組合員の皆様のために必要な金融事業を積極的に行い、金融面からの地域医療発展のお手伝いに努めてまいります。

2. 態勢整備の状況

組合員の皆様により近く、ご要望にできるだけ早くお応えする福岡県医師信用組合とするために、平成24年に営業 グループを新設し、ご相談があればすぐにお伺いできるよう態勢整備をいたしました。

3. 取組み状況

①創業時

メインバンク・顧問税理士・コンサルタント等に協力して創業時の支援を行っております。また、医師会主催の新入会員説明会等に講師を派遣し、当組合の具体的な融資商品等についての紹介を行っています。また、通常よりも長期間での返済が可能な「開業運転資金融資」で、経営安定化のお手伝いを行っています。

②成長段階

医師会関連団体等と共同で経営セミナーを開催しています。また、様々な資金使途に利用可能で、組合員の皆様が手軽にご利用できる無担保融資を推進しています。

③経営改善·事業再生

要注意先以下のお取引先に対して、訪問等による経営改善指導等を行っています。また、経営再建に資するリスケジュール等にも対応しています。

4. 地域の活性化に対する取組み状況

①文化的・社会的貢献活動

当信用組合では、下記の事業等に協力・協賛を行っています。

福岡県医師会報等の発行 福岡県医師会新入会員説明会の開催 財団法人オイスカの国際協力活動

福岡県郡市医師会報等の発行福岡県医師会文化祭の開催

福岡県郡市医師会事務長会議の開催 医学会等の開催

②融資を通じた地域貢献

当信用組合では、お客様の会員区分・資金使途に合わせた融資商品で、新規・継承開業、安定運営等のお手伝いをしております。

(1)融資金額				(単位:件、千円)
			件 数	金 額
会員区分	A 会	員	462	5, 619, 877
	B 会	員 医	308	2, 790, 872
	研 修	医	2	6, 237
	一 人 法	人	264	2, 901, 889
	法	人	12	194, 187
	医 師	会	10	487, 771
	そ の	他	_	-
	合	計	1, 058	12, 000, 834
商品区分	大 型 融	資 (愛称:たけ)	18	1, 926, 412
	— 般 融	資 (愛称:まつ)	158	5, 075, 609
	無担保融	資 (愛称:さくら)	848	4, 483, 228
	研修医融	資 (愛称:うめ)	2	6, 237
	医師 会融	資	10	487, 771
	配偶者保証融	資	10	5, 691
	FS保証融	資	12	15, 884
	合	計	1, 058	12, 000, 834

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

長期経営安定資金・新事業展開促進資金・独立開業支援資金を取り扱っています。

(3)融資商品の概要

大型融資(愛称:たけ)

資金使途 開業資金 * 継承資金 * 他行借換

期間 30年以内 限度額 3億円

利率 基準金利±0%~-0.5%(担保・保証条件等によるスプレッド)

担保保証 担保・保証人等が必要です

年齡 原則75歳完済

一般融資(愛称:まつ)

資金使途 【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金

【B会員】健全なる生活設計資金

期間 事業資金

① 運 転 資 金 : 3年以内

② 設 備 資 金 : 償却期間または10年以内のいずれか短い方

③ 建築資金:30年以内④ 開業資金:30年以内⑤ その他:案件毎に検討

生活設計(個人)資金

① 学 資 金 : 5年~10年以内(学部により変動)

② 自動車購入資金 : 7年以内③ 住宅購入資金 : 30年以内④ そ の 他 : 案件毎に検討

限度額 【A B会員】1億円

利率 基準金利±0%~-0.3%(担保・保証条件等によるスプレッド)

担保保証 担保・保証人等が必要です

年齡 原則75歳完済

無担保融資(愛称:さくら)

資金使途 【A会員】医業関係資金および健全なる生活設計資金

【B会員】健全なる生活設計資金

期間 事業資金

① 運 転 資 金 : 3年以内

② 設 備 資 金 : 償却期間または10年以内のいずれか短い方

③ 建築 資金:30年以内 ④ 開業 資金:30年以内 ⑤ その他:案件毎に検討

生活設計(個人)資金

① 学 資 金 : 5年~10年以内(学部により変動)

② 自動車購入資金 : 7年以内③ 住宅購入資金 : 30年以内④ そ の 他 : 案件毎に検討

限度額 【A会員】2,500万円

【B会員】1,000万円

利率 【A会員】基準金利+1.0%~-0.2%

(格付、財務内容等によるスプレッド)

【B会員】基準金利+0.2%

担保 不要

保証 【A会員】原則として配偶者または後継者

【B会員】原則として配偶者または親族

年齡 原則75歳完済

研修医融資(愛称:うめ)

資金使途 健全なる生活設計資金

期間 5年以内 限度額 500万円

利率 基準金利20年もの

担保保証 親族または福岡県医師会会員の保証

年齢 申込時に研修医であること